



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

「メンタルヘルス支援会社の 産業医紹介サービスが拡大中

◆ストレスチェックの義務化

先日、労働安全衛生法の改正案が成立し、医師、保健師などによるストレスチェックの実施が事業者には義務付けられることになりました（従業員 50 人未満の事業場については、当分の間努力義務）。

これにより、企業は社員が精神疾患を発症する前に対策をとることが求められます。

◆産業医の紹介サービス

こうした流れを受け、次のような企業のメンタルヘルス対策を支援するサービスが拡大中のようです。

- ・企業が求める診断能力を持つ産業医を紹介するサービス
- ・グローバル化に対応し、英語版のストレスチェックを提供するサービス
- ・独自のストレスチェックテストで問題があった場合に産業医を派遣するサービス

◆産業医との相性も大事

従来から 50 名以上の労働者を雇用している事業場は、産業医による毎月の訪問、労働者の健康管理指導の実施が必要ですし、月 80 時間超の残業をした労働者等がいる事業場（50 名未満の事業場も含む）では、労働者の疲労の程度を把握し、本人の申出により医師の面談を実施する義務があります。これらに違反する場合は行政指導の対象となります（罰則もあり）。

多くの企業では、もちろん産業医の選任は行っているのですが、近年のメンタルヘルス不全による職場の問題への対応が重要になってきた流れを受け、自社が求めるものと産業医との相性が合わないケースも増えてきたようです。



◆精神疾患による労災件数

過労や職場でのいじめにより「うつ病」などの精神疾患を発症したとして労災申請をした人数は、2013 年度には 1,409 人となり、過去最多を更新しました。また、実際に労災認定された人は 2 年連続で 400 人を超えています。

メンタルヘルス不全や精神疾患の発症を招かないためには、事前の対策が重要です。長時間労働や過重労働は、日ごろの労務管理で対応し、併せてこのようなサービスを利用することも検討すべきでしょう。

中小零細企業の経営を支援する 「よろず支援拠点」とは？

◆国が設置する「経営相談所」

「よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所のことで、経済産業省・中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置されています。

経済産業省は、平成 26 年度から各都道府県に 1 か所ずつ、地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営上の相談に応えるため、このよろず支援拠点を整備することとしています。

先月 2 日に 40 拠点が開設しましたが、同月 30 日には新たに 7 拠点が開設され、全国 47 都道府県に「よろ

ず支援拠点」が開設されています。

最寄りのよろず支援拠点へ直接連絡すると、専門のスタッフが相談に応じ、適切な解決方法を提案してもらえるとのことです。

◆開設に至った背景

全国 385 万の中小企業、中でもその 9 割を占める小規模事業者については、地域の経済や雇用を支える重要な存在であるにもかかわらず、その相談対応を担う既存の支援機関の、機関ごと・地域ごとに支援のレベルや質、専門分野、活動内容等のばらつきが課題となっていました。

そこで、相談体制の整備が必要ということになり、開設に至ったとのことです。

◆主な役割と具体的な業務は？

「よろず支援拠点」の主な役割と具体的な業務には、以下のものがあります。経営のことで困ったことがあれば、一度相談してみるのもよいかもしれません。

(1) 総合的・先進的アドバイス

他の支援機関では十分に解決できない経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析。解決策を提示し、フォローアップも実施する。具体的な支援のイメージとしては、売上拡大（新規顧客獲得や海外進出等）、再生・経営改善、現場改善（生産性向上）等。

(2) 支援チーム等の編成支援

中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援。支援チーム編成のため、複数の支援機関、公的機関、起業 OB 等の「支援専門家」や、大学、大企業等の事業連携の相手先との調整。具体的な支援のイメージとしては、企業が抱える複数の経営課題に対し、適切な支援ができる機関・専門家による支援チーム編成の主導等。

(3) 的確な支援機関等の紹介

支援機関等との接点がなく、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口としての相談対応。相談内容に応じて、適切な支援者につなぐことによる支援機関・専門家の紹介。

8 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

9 月 1 日

- 個人事業税の納付 < 第 1 期分 > [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 < 第 2 期分 > [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合） < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

今年の労働保険の年度更新の手続きが完了いたしました。これからの時期の勤務は熱中症の危険性が高くなります。梅雨明けなどに急に暑くなり、体が暑さに慣れていない時に多いそうです。

熱中症は高温環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れて体温調整ができなくなり、吐き気や頭痛、めまい、顔のほてり、手足のけいれん、筋肉痛などが起きます。

気付かないうちに進行して、症状が表れてきた時にはすでに深刻な状態に陥っていることが多く、重症の熱射病になって適切な処置が遅れると高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。

水分や塩分補給をこまめに補給して労働災害には十分に気を付けましょう。

